

## 1 協定の目的

七尾市と石川労働局は、「第2期七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「担い手を育て、地域産業を支える」の実現を目指し、企業立地・誘致の推進や市内基幹企業の育成と支援など、雇用の安定に関する課題に対して相互に密に連携して取り組むことを目的とする。

## 2 協定締結のメリット

○課題を共有・見える化 ○課題に対する双方の役割の整理・明確化 ○課題に対する施策の目標を設定・共有し、一体的に実施 ○運営協議会※を設置し、連携体制の構築、連絡調整機能の強化による一層の連携推進 ○協定に基づき相互に必要な要請が可能

※運営協議会

- ・雇用対策協定に基づき、七尾市（産業振興課、企画政策課）及び石川労働局（職業安定課、ハローワーク七尾）で構成する運営協議会を設置
- ・毎年度の事業計画の策定・見直し、事業評価、その他連携事業の運営に必要な事項について協議・決定

## 3 協定に基づく取組事項

- ①市内企業の人材確保
- ②求人情報・ハローワークの支援メニュー等の発信
- ③障害者の就職支援



### 《共同で取り組む事業》

- 地元求職者・UIターン希望者等を対象とした「企業説明・面接会」及び障害者を対象とした「障害者就職説明・面接会」を開催するほか、高年齢者等の「幅広い人材の活用」について企業に周知するとともに、就職支援を行う
- ハローワーク求人情報を市のホームページで公開するほか、七尾市の月刊広報誌「広報ななお」の情報通、ケーブルテレビななお及びラジオななおにおいて、ハローワークの就職活動の支援メニュー等を掲載周知し、潜在的な人材を確保する

### 【参考】雇用対策協定とは？

- ・地方自治体と労働局が、雇用に関する地域の課題に対する共通認識を持ち、役割分担、連携方法を明確化し、一体となって雇用対策に取り組むことを目的として締結するもの。
- ・石川労働局と県内基礎自治体との協定締結は七尾市で5か所目
- ・これまでは、平成29年9月に珠洲市、平成30年1月に金沢市、平成30年7月に志賀町、令和元年7月に羽咋市と協定を締結
- ・石川県とは平成28年3月に協定を締結